

本日の内容

1. 東日本大震災への対応（H23. 3～H25年度）
2. 中部地方における取組（H23～H25年度）
3. 環境省本省における取組（H25年度）
4. 中部地方における取組（H26年度～）
5. 環境省本省における取組（H26年度～）

3

本日の内容

1. 東日本大震災への対応（H23. 3～H25年度）
2. 中部地方における取組（H23～H25年度）
3. 環境省本省における取組（H25年度）
4. 中部地方における取組（H26年度～）
5. 環境省本省における取組（H26年度～）

4

年度	月	中部地方	環境省本省
H22年度	3月		東日本大震災
H23年度	10月	東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議設置【整備局】	東日本大震災への対応 財政支援、法整備、指針策定等 ・災害廃棄物対策指針の検討
	12月	中部圏地震防災基本戦略(中間とりまとめ)【整備局】	
	3月	大規模災害時の廃棄物処理に関する連絡会設置【環境事務所】	
H24年度	11月	中部圏地震防災基本戦略(最終とりまとめ)【整備局】	
	3月	災害廃棄物処理のための広域的連携体制の整備に係るとりまとめ【事務所】	
H25年度	10月		平成25年度巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会設置
	3月	大規模災害時の廃棄物処理に関する連絡会最終回【環境事務所】	・災害廃棄物対策指針 ・巨大地震発生時における災害廃棄物対策のグランドデザイン(中間とりまとめ) 東日本大震災災害廃棄物処理完了(福島県の一部を除く)
H26年度	9月		平成26年度巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会設置
	10月	大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会設置【環境事務所】	

5

東日本大震災発生までの経緯

平成7年の阪神淡路大震災の経験

- 大地震による災害は、被害が広い範囲に及ぶほか、ライフラインや交通の途絶などの社会に与える影響が風水害等の災害と比較して大きいこと
- 震災廃棄物の発生量も他の災害と比べ大量であること など

「厚生省防災業務計画」の策定(H8.1)

震災廃棄物対策指針の策定(H10.10)

「大都市圏災害廃棄物処理計画策定の手引き」の策定(厚生省H12.3)

「環境省防災業務計画」の策定(H13.1.6、H24.9.19(最終改定))

平成16年度に集中豪雨や台風による水害が頻発

「水害廃棄物対策指針」の策定(H17.6)

「災害廃棄物処理に係る広域体制整備の手引き」の策定(H22.3)

平成23年の東日本大震災の経験

- 巨大地震に加え、津波の発生により、様々な災害廃棄物が混ざり合い、その性状も量もこれまでの災害を遙かに超えた被害が広範囲に発生

上記指針に基づいて震災廃棄物処理計画を策定していた市町村においても混乱が発生

6

東日本大震災における国の動き(1)

地震による大規模な津波により膨大な量の災害廃棄物が発生した東日本大震災においては、災害廃棄物の円滑な処理を推進するため、以下のような取組を実施。

①東日本大震災における災害廃棄物処理事業の特例

廃棄物処理法に基づき市町村が行う災害廃棄物の処理事業（県が市から事務委託を受ける場合を含む。）について、特例的措置として、補助率の嵩上げを実施するとともに、地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の100%について交付税措置。

②処理支援体制の整備

- 「災害廃棄物の処理等の円滑化に関する検討・推進会議」を設置
- 3県（岩手、宮城、福島）において「県災害廃棄物処理対策協議会」を設立
- 各自治体及び関係団体に対し、災害廃棄物の処理についての協力を要請
- 災害廃棄物の処理に関する人的・技術的支援
 - ・災害廃棄物の処理に関し、専門家による実務的・技術的な支援体制を整備。
 - ・被災3県に対し、契約面や技術面での支援体制を整備。
 - ・環境省職員、研究者及び技術者で構成するチームによる巡回訪問を実施。

7

東日本大震災における国の動き(2)

③災害廃棄物処理に係る法令上の措置等

○産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理する際に必要となる都道府県知事への事前届出について、届出期間の特例の創設（平成23年3月31日環境省令第6号）

※都道府県知事が認める場合には、届出期間を短縮できることとするもの。

○コンクリートくず等の災害廃棄物を安定型最終処分場において埋立処分する場合の手続を簡素化する特例の創設（平成23年5月9日環境省令第8号）

※都道府県知事への届出により埋立処分を可能とするもの。

○被災市町村が災害廃棄物処理を委託する場合の再委託の特例の創設（平成23年7月8日政令第215号）

※市町村が震災によって特に必要となった一般廃棄物の処理を委託する場合において、処理の再委託を可能とするもの。

○東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成23年8月18日法律第99号）

※災害廃棄物の処理が喫緊の課題になっていることに鑑み、国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例を定め、合わせて、国が講ずべきその他の措置について定めたもの。

○東日本大震災からの復旧復興のための公共工事における災害廃棄物由来の再生資材の活用に関する通知（平成24年5月25日）

※災害廃棄物由来の再生資材の一部を復旧復興のための公共工事に活用する場合に限定し、津波堆積物や瓦くず等通常であれば最終処分場に埋立処分され得るものについても、可能な限り再生利用を進めるよう通知したもの。

○その他、被災した自動車、家電リサイクル法対象品目、パソコン、アスベストやPCB廃棄物等の有害廃棄物の扱い等について、各自治体に周知

8

東日本大震災における国の動き(3)

④災害廃棄物処理に係る指針の策定

○東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針 (H23.3.25)

※損壊家屋等の撤去等について、建物が倒壊してがれき状態になっている場合や自動車、船舶、動産が外見上から判断してその効用をなさない状態にある場合には、所有者等に対する連絡・承諾がなくても撤去して差し支えないと、法律的観点から指針をとりまとめたもの。

○東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)(H23.5.16)

※主に仮置場に搬入された後の処理に焦点を当てて、処理推進体制、財政措置、処理方法、スケジュール等についてまとめたもの

○東日本大震災津波堆積物処理指針(H23.7.13)

※市町村等が津波堆積物の撤去・処理を実施するに当たっての参考となるよう、基本的な考え方や留意事項等についてまとめたもの

○広域処理の推進に関するガイドライン(H23.8.11策定、H24.1.11最終改訂)

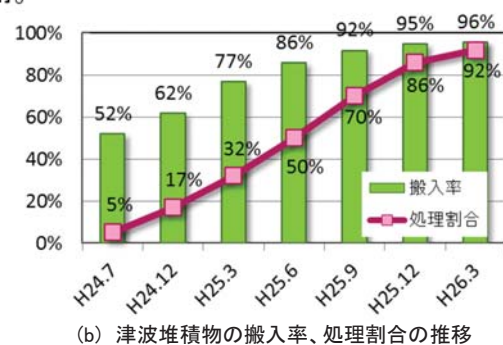
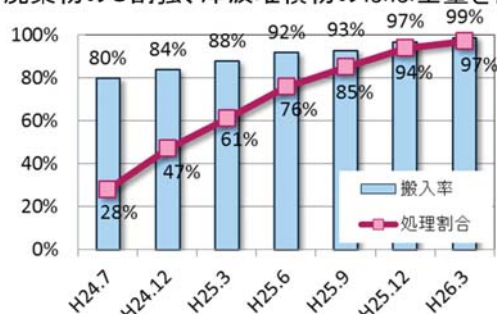
※放射能汚染への懸念に対応するため、広域処理を行うに当たっての安全性の考え方、確認方法等についてまとめたもの

9

東日本大震災における災害廃棄物処理について

全体(13道県)での処理状況(平成26年3月末現在)

- 東日本の太平洋沿岸部を中心に、13道県239市町村において災害廃棄物約2千万トン、津波堆積物約1.1千万トンが発生。
- 目標期日(平成26年3月末)までに、岩手県・宮城県を含む12道県、231市町村において、災害廃棄物及び津波堆積物の処理が完了。(福島県の一部地域(8市町村)においては、継続して処理を実施中。)
- 災害廃棄物の8割強、津波堆積物のほぼ全量を再生利用。



災害廃棄物及び津波堆積物の処理状況(13道県)

	都道府県数	市町村数	災害廃棄物等推計量(千トン)	処理完了市町村数	処理量(千トン)			
					再生利用	焼却	埋立	合計
災害廃棄物	13	239	20,188	231 (97%)	16,062 [82%]	2,384 [12%]	1,232 [6%]	19,679 (97%)
津波堆積物	6	36	11,016	32 (89%)	9,990 [99%]	—	114 [1%]	10,104 (92%)

注1:処理完了市町村数、処理量の下限(%)は、それぞれ災害廃棄物等発生市町村中の割合、全体量に対する進捗割合を示す。
注2:処理量の内訳の下限[%]は、処理量の合計に対する割合を示す。

10

被災地における処理

- 岩手県と宮城県に設置した31基の仮設焼却炉(合計4,854トン/日)と22箇所の破碎・選別施設は処理を完了。仮設焼却炉では、約177万トンの可燃物の焼却を実施(2県で発生した可燃物の約75%に相当)。
- 福島県では残り1基の仮設焼却炉(2基は処理完了)、2箇所の破碎・選別施設が稼働中。

広域処理

- 広域処理量は、約62万トン(うち、民間での受入量は約46万トン)。1都1府16県92件で実施。
- 可燃物・木くず(焼却)の1割強(仮設焼却炉の立地制約の大きな岩手県では25%)、不燃混合物や漁具・漁網(埋立)の4割強の処理に貢献。

災害廃棄物処理に占める広域処理の割合

	岩手県	宮城県	2県合計
可燃物・木くずの焼却	25%	8%	12%
不燃混合物等の埋立	57%	33%	43%



受入先自治体: 福岡県北九州市
広域処理事例: 宮城県石巻市川口町一次仮置場

再生利用

- 災害廃棄物の8割強、津波堆積物のほぼ全量を再生利用。
- 公共事業等(堤防復旧事業や海岸防災林復旧事業、石巻港港湾環境整備事業等)において、約1,339万トン(岩手県350万トン、宮城県905万トン、焼却灰の再生利用量は約42万トン。)を利用。
- 2県(広域処理分を含む)で合計102万トンの可燃物・不燃物をセメント原燃料として再生利用。

今後の方針

- 処理の完了していない福島県の一部地域については、きめ細かな進捗管理を継続しつつ、市町と連携して国の代行処理等による支援を通じ、できるだけ早期の処理完了を目指す。
- これまで整理してきた進捗管理の情報を含め、東日本大震災の災害廃棄物処理によって得られた知見や経験について、体系的に整理して広く情報発信するとともに、今後の対策の検討に積極的な活用を図る。¹¹

本日の内容

1. 東日本大震災への対応 (H23.3~H25年度)

2. 中部地方における取組 (H23~H25年度)

3. 環境省本省における取組 (H25年度)

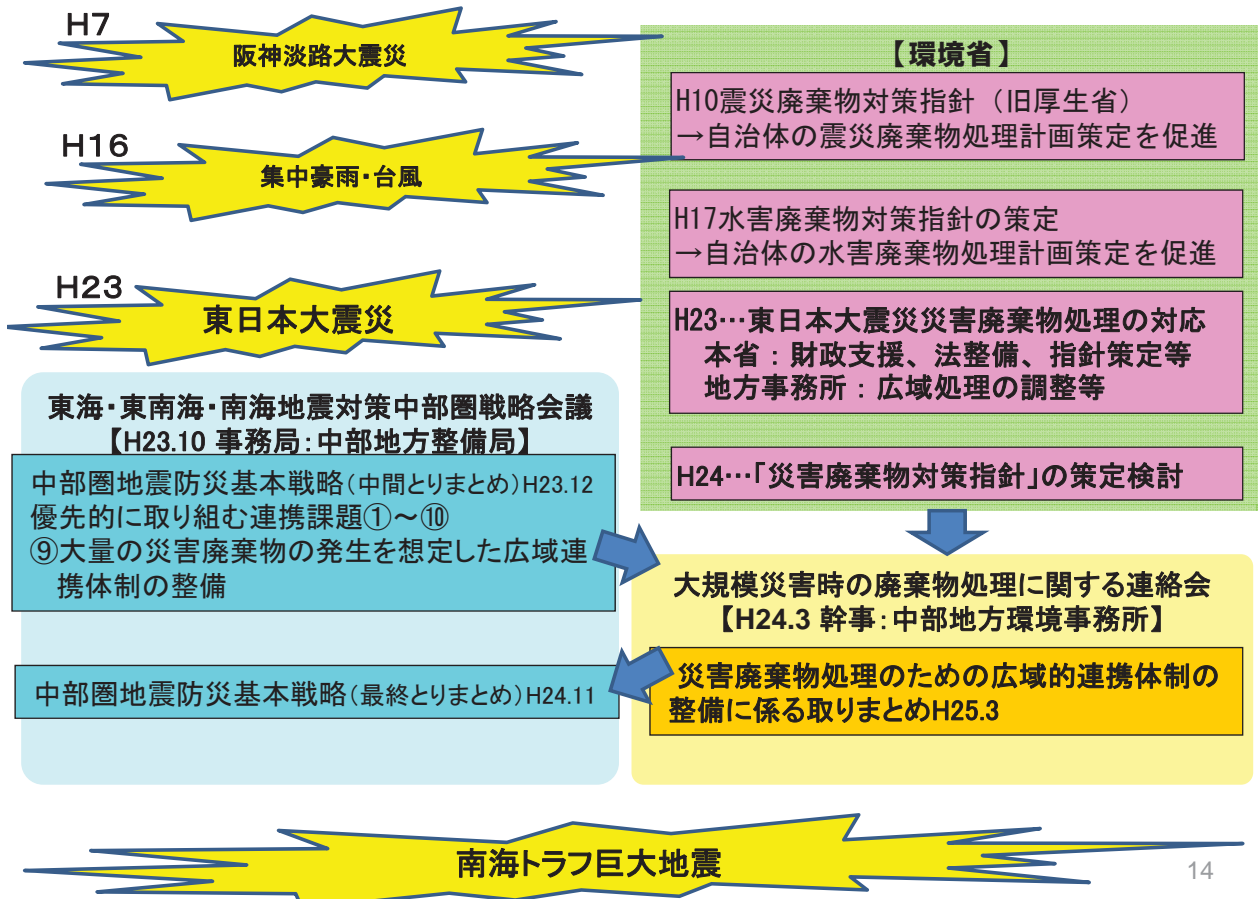
4. 中部地方における取組 (H26年度~)

5. 環境省本省における取組 (H26年度~)

年度	月	中部地方	環境省本省
H22年度	3月		東日本大震災
H23年度	10月	東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議設置【整備局】	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災への対応 ・財政支援、法整備、指針策定等 ・災害廃棄物対策指針の検討
	12月	中部圏地震防災基本戦略(中間とりまとめ)【整備局】	
	3月	大規模災害時の廃棄物処理に関する連絡会設置【環境事務所】	
H24年度	11月	中部圏地震防災基本戦略(最終とりまとめ)【整備局】	
	3月	災害廃棄物処理のための広域的連携体制の整備に係る取りまとめ【事務所】	
H25年度	10月		
	3月	大規模災害時の廃棄物処理に関する連絡会最終回【環境事務所】	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物対策指針 ・巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザイン(中間とりまとめ) ・東日本大震災災害廃棄物処理完了(福島県の一部を除く)
H26年度	9月		平成26年度巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会設置
	10月	大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会設置【環境事務所】	

13

大規模災害時の廃棄物処理に関する連絡会開催の背景



14

大規模災害時の廃棄物処理に関する連絡会（以下、「連絡会」）の開催

【目的】大規模災害時の廃棄物処理のあり方に関する情報共有・必要な対応の検討

【参加者】

5県：愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、長野県

8市：名古屋市、岡崎市、豊田市、豊橋市、岐阜市、四日市市、静岡市、浜松市

民間団体：愛知県産業廃棄物協会、中部経済連合会

有識者：(独)国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター研究調整主幹

国の地方機関：中部地方環境事務所(幹事)、中部地方整備局

【主な内容】

(1) 行政間の連携に関すること

(2) 行政と事業者等の連携に関すること

(3) 各自治体において準備しておくことが適当な事項に関すること

15

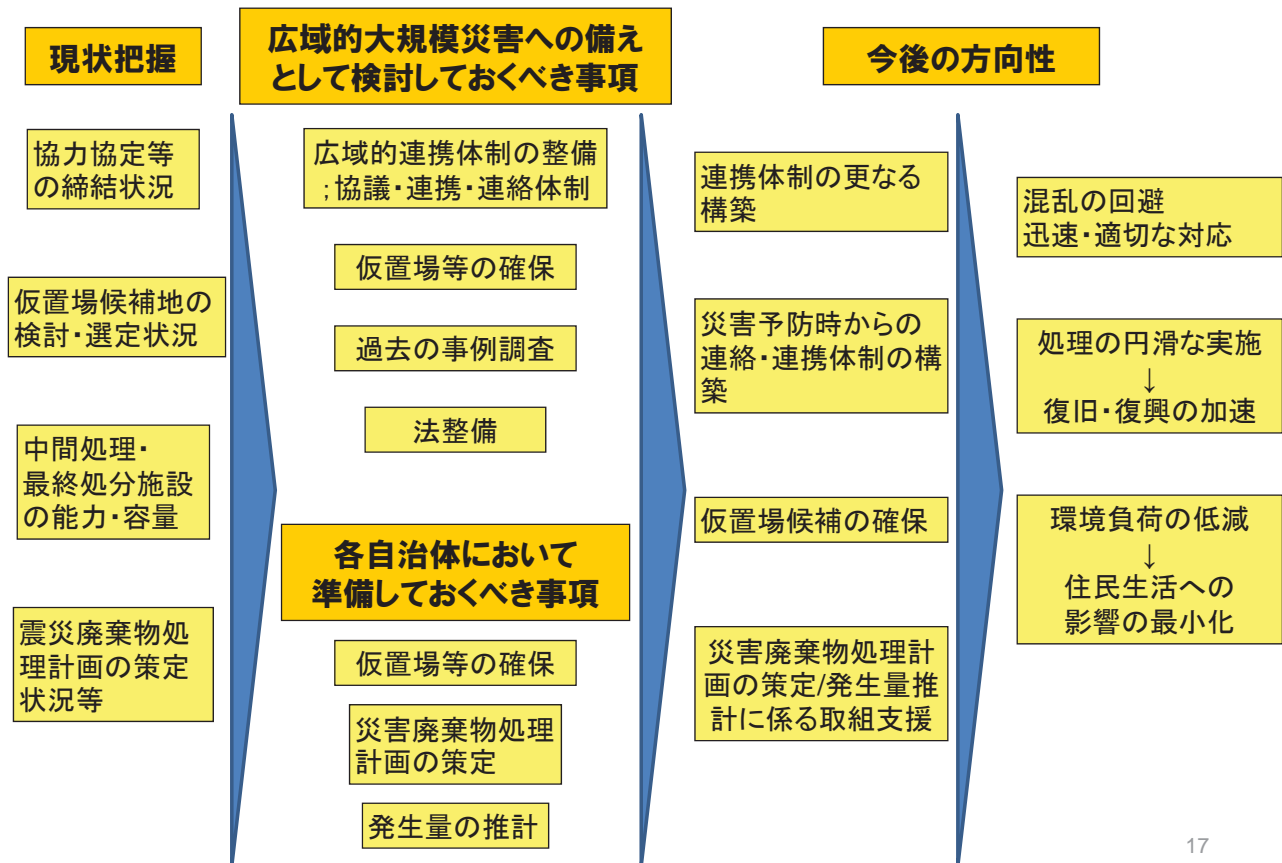
大規模災害時の廃棄物処理に関する連絡会（以下、「連絡会」）の開催

【開催経緯】

開催時期	回	内容
平成24年3月	第1回	各参加者の現状の取組に関する情報共有
9月	第2回	「南海トラフ巨大地震被害想定」の紹介 「中部圏地震防災基本戦略(最終取りまとめ)案」の紹介 連絡会の「取りまとめ(素案)」に関する意見交換
平成25年3月	第3回	「災害廃棄物対策指針(改定案)」に関する意見交換 「中部圏地震防災基本戦略(最終取りまとめ)」及び今後の紹介 各自治体の検討状況に関する情報交換 国有財産の災害発生時における活用について紹介 連絡会の「取りまとめ(案)」に関する意見交換
平成26年3月	第4回	各自治体の検討状況に関する情報交換 環境省本省における検討状況の情報共有 今後の広域連携についての意見交換

16

災害廃棄物処理のための広域的連携体制の整備に係る取りまとめ(全体像)



17

本日の内容

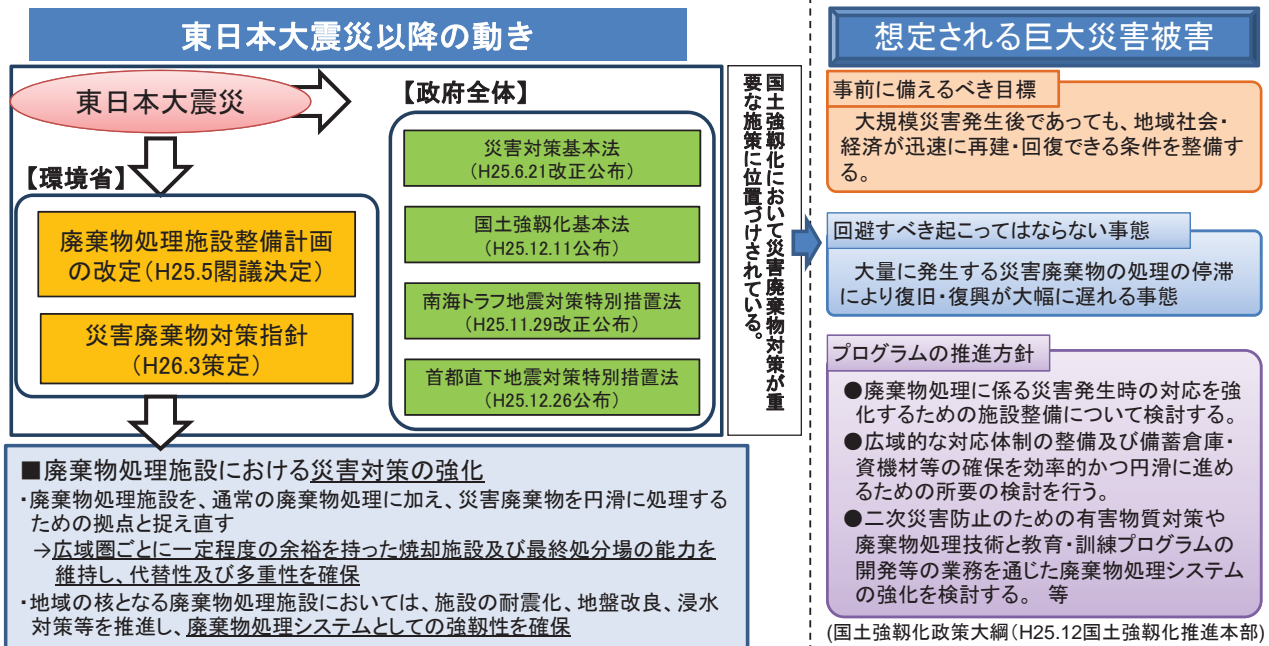
1. 東日本大震災への対応 (H23. 3~H25年度)
2. 中部地方における取組 (H23~H25年度)
3. 環境省本省における取組 (H25年度)
4. 中部地方における取組 (H26年度~)
5. 環境省本省における取組 (H26年度~)

18

年度	月	中部地方	環境省本省
H22年度	3月		東日本大震災
H23年度	10月	東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議設置【整備局】	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災への対応 ・財政支援、法整備、指針策定等 ・災害廃棄物対策指針の検討
	12月	中部圏地震防災基本戦略(中間とりまとめ)【整備局】	
	3月	大規模災害時の廃棄物処理に関する連絡会設置【環境事務所】	
H24年度	11月	中部圏地震防災基本戦略(最終とりまとめ)【整備局】	
	3月	災害廃棄物処理のための広域的連携体制の整備に係るとりまとめ【事務所】	
H25年度	10月		平成25年度巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会設置
	3月	大規模災害時の廃棄物処理に関する連絡会最終回【環境事務所】	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物対策指針 ・巨大地震発生時における災害廃棄物対策のグランドデザイン(中間とりまとめ) ・東日本大震災災害廃棄物処理完了(福島県の一部を除く)
H26年度	9月		平成26年度巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会設置
	10月	大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会設置【環境事務所】	

19

巨大災害発生時における災害廃棄物対策の取組(本省・政府全体)



首都直下地震、南海トラフ巨大地震等の巨大災害への備え

- 環境省では、巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会を開催して、H25.10から総合的な対策の検討に着手。H26.3に中間とりまとめ「巨大地震発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて」を公表。
- 全国的に関連団体との連携強化や広域処理体制の検討を進めるとともに、地方環境事務所と連携して、地域ブロック単位で、国・地方公共団体・民間事業者が参加する協議会を設置して災害廃棄物対策の具体化を行う。
- これらの検討を通じて、必要となる制度的な対応を明らかにし、具体的な措置を講じる。

20

◆「災害廃棄物処理情報サイト」の開設

<http://kouikishori.env.go.jp/>

- ・東日本大震災に係る知見・経験を集約し、本年4月に関連情報サイトを一元化
- ・今後、巨大災害対策を含めた関連情報の集約をさらに推進



◆「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて」を公表

- ・本年3月末に有識者委員会による中間取りまとめを公表し、今後の具体的な取組の方向性を提示
- ・本年度内に国としての「行動指針」を策定し、地域ブロックにおける対策の検討・具体化を促進

◆循環型社会形成推進交付金を活用した災害対策の強化

- ・地域の防災拠点となる廃棄物処理施設に対する交付率のかさ上げ(1/3 → 1/2)を行うなど災害対策を強化(本年4月施行)

◆「災害廃棄物対策指針」を策定

- ・本年3月末に「災害廃棄物対策指針」を策定し、都道府県、市町村における計画策定、体制整備を支援
- ・専用のWEBサイトを開設

<http://www.dwasteguideline.or.jp/>



◆省内「災害廃棄物対策チーム」の設置

- ・巨大災害の発生に備え、グランドデザインを具体化するためのチームを本年4月に廃棄物・リサイクル対策部内に設置
- ・台風、大雨、大雪等による災害発生時には、市町村における災害廃棄物の処理等を支援

災害廃棄物対策指針の内容

本指針では、①被災市町村及び支援市町村を想定して策定する市町村災害廃棄物処理計画、②被災都道府県及び支援都道府県を想定して策定する都道府県災害廃棄物処理計画について、「災害発生前」、「災害応急対応時期」、「災害復旧・復興時期」の観点から必要となる事項を示す。

災害廃棄物処理計画 (被災・支援を考慮)		災害発生前	災害応急対応時期	災害復旧・復興時期
都道府県の計画	被災した立場	被災市町村と連携し連絡調整・情報収集・共同行動・支援要請、代行措置等を含む計画	進捗管理 実行計画の検討支援 応急対応(体制、財政、実施等) 被災市町村の情報収集・支援要請	進捗管理 被災市町村の情報収集・支援要請 都道府県による復旧・復興等
	支援する立場	広域的な視点からの支援対策(組織・人員・機材等)を含む計画 支援協定の締結	支援に必要な情報収集・支援の実施 災害対策経験者の派遣	支援に必要な情報収集・支援の実施 長期支援の実施検討
・ 想定被災規模の統一 ・ 広域的な視点の検討 ・ 連絡体制の調整 ・ 市町村の計画との整合性				
市町村の計画	被災した立場	処理最前線として具体性のある計画	進捗管理 実行計画の検討 初動体制、状況把握、災害対応、財政管理等 都道府県及び隣接する市町村、他地方公共団体・民間事業者団体への支援要請等	進捗管理 復旧・復興計画と合わせた処理・再資源化 他地方公共団体・民間事業者団体への支援要請等
	支援する立場	支援対策(組織・人員・機材等)に関する計画 支援協定の締結	支援に必要な情報収集・支援の実施 災害対策経験者の派遣	支援に必要な情報収集・支援の実施 長期支援の実施検討

※災害発生前：地震発生までの期間
 災害応急対応時期：人命救助から生活再開までの期間
 災害復旧・復興時期：災害廃棄物の処理が終了するまでの期間

<本編>

【第1編 総則】

- 災害廃棄物対策指針の目的や基本的な事項を記載し、重点を実線枠内で強調

【第2編 災害廃棄物対策】

- 地方公共団体が地域防災計画を踏まえた処理計画の作成に資することを目的として、阪神・淡路大震災や東日本大震災で体験した課題に対する検討内容を中心に記載
- 各項目において、「処理計画の作成に必須」と考えられる補足資料を括弧内に太字で表示
- 各項目に資料名・番号を示し、必須資料（資料編）を容易に検索可能
- 特に発生頻度が高い大雨や台風などの水害対策については、関連する部分に（水害）のマークで強調し、各章の末尾に「水害廃棄物対策の特記事項」を統括的に提示

<資料編>

【第3編 技術資料】

- 本編の項目に関係する情報のうち、主に災害廃棄物処理対策に係る発生量推計方法、協定書フォーマット、災害廃棄物種類別の処理方法等を添付
- 東日本大震災で出された環境省や国立環境研究所、被災地方公共団体のマニュアル等も添付
- 情報の集約化（プラットフォーム化）も意識。利用者がイメージしやすいよう具体例（東日本大震災の事例）を充実。計算例も記載。

【第4編 参考資料】

- 地方公共団体職員が事務手続きを行ううえで必要な法令や計画、様式集、国庫補助等

巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて(平成26年3月)

位置づけ:「巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会」における平成25年度の検討成果として、今後の取組みの方向性と具体的な課題を中間的にとりまとめたもの。今後も継続的に検討を加え、進化させていく。

第1章 巨大災害が発生した時の起こりうる事態

- 第1節 巨大災害が発生した時の起こりうる様々な事態による影響
- 第2節 東日本大震災における経験と都道府県・市町村における対策の現状
- 第3節 被災地域での膨大な災害廃棄物の発生
- 第4節 被災地域での既存の廃棄物処理施設における圧倒的な処理能力の不足
- 第5節 被災地域での避難所等から発生するし尿処理の必要性

第2章 巨大災害の発生に向けた対策のあるべき方向

第1節 膨大な災害廃棄物の円滑な処理の確保	第2節 東日本大震災の教訓を踏まえた、発災前の周知な事前準備と発災後の迅速な対応	第3節 衛生状態の悪化・環境汚染の最小化による国民の安全・健康の維持	第4節 強靱な廃棄物処理システムの確保と資源循環への貢献	第5節 大規模広域災害を念頭に入れた、バックアップ機能の確保
-----------------------	------------------------------------------	------------------------------------	------------------------------	--------------------------------

第3章 具体的な取組みの基本的方向性

(1)仮置場等の確保と適切な運用 (2)既存施設の最大限の活用 (3)仮設処理施設の整備 (4)最終処分場の確保 (5)情報発信 (6)地域の住民(国民)理解の醸成	(1)実効性の高い処理計画の策定 (2)処理期間の設定と発生量の不断の見直し (3)連携体制の整備 (4)災害廃棄物処理に係る円滑な業務発注	(1)衛生状態悪化や環境汚染の最小化 (2)し尿処理や廃棄物収集体制の早期確立	(1)既存の廃棄物処理システムの強靱化 (2)民間事業者の処理施設の活用 (3)広域輸送体制の整備 (4)再生利用先の確保	(1)燃料や資機材の確保 (2)人材の確保・育成、受け入れ体制
---------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------	------------------------------------

第4章 今後の具体的な課題の検討に向けて

- 第1節 全国単位での災害廃棄物処理体制構築に向けた具体的な検討
- 第2節 地域単位での災害廃棄物処理体制構築に向けた具体的な検討
- 第3節 制度的・財政的な対応に関する検討
- 第4節 情報発信及び人材育成・体制の強化に関する検討
- 第5節 災害廃棄物処理システムや技術に関する検討

今後の具体的な進め方(第4章) ①

【全国単位での災害廃棄物処理体制構築に向けた具体的な検討】

- 巨大災害発生時における災害廃棄物処理のため、「巨大災害廃棄物対策チーム」を速やかに構築し、関係する様々な業種の民間団体との連携・協力体制の強化を通じて、災害廃棄物の処理システムの検討を行う。
- 地域単位での検討状況を踏まえた広域処理を含めた処理体制等に関する全体的な調整を行った上で「巨大災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を平成26年度中を目途に作成する。

【地域単位での災害廃棄物処理体制構築に向けた具体的な検討】

- 地域単位ごとに国(地方環境事務所及び関係国機関)、都道府県、主要市町村、地元民間事業者団体等で構成される協議の場を設置し、必要となる施設の整備や連携・協力体制の構築に向けた検討を行う。
- 管内関係者間での災害廃棄物対策に係る情報を共有するとともに、地域住民も含めて災害廃棄物に対する意識の醸成を図るため、地域の特徴を踏まえた「巨大災害発生時における災害廃棄物対策行動計画」を策定する。
- 発生原単位等の精度の向上を図り、地域の実情を踏まえて、災害廃棄物等の発生量や既存施設での処理可能量を試算する。

※行動指針、行動計画は、地域毎の具体的な検討を通じて得られる新たな知見を踏まえ常に進化させる。

25

今後の具体的な進め方(第4章) ②

【制度的・財政的な対応に関する検討】

- 災害廃棄物の発生量や既存廃棄物処理施設の状況を踏まえ、制度面からみて必要な措置をあらかじめ幅広く検討し、検討状況に応じて必要な措置が具体化されたものから、法令面の見直しを適宜行う。
 - ・巨大災害発生時における災害廃棄物処理に係る関係者の役割・責務の明確化
 - ・巨大災害発生時の災害廃棄物処理に係る特例の基準の設定
 - ・仮設処理施設の設置に係る諸手続きに関する特例措置の検討
 - ・巨大災害発生時における災害廃棄物処理に係る新たな財政支援制度の検討

【情報発信及び人材育成・体制の強化に関する検討】

- 過去の巨大災害において得られた知見のアーカイブスを作成するとともに、国等の防災・減災に関する取組について積極的に情報発信を行う。
- 部局間の連携を想定した災害廃棄物対策に関する研修やシンポジウム等を実施するなど

【災害廃棄物処理システムや技術に関する検討】

- 東日本大震災等における災害廃棄物処理に係る技術的・システムの課題を体系的に整理し、その知見を巨大災害における災害廃棄物処理に活用する。 など

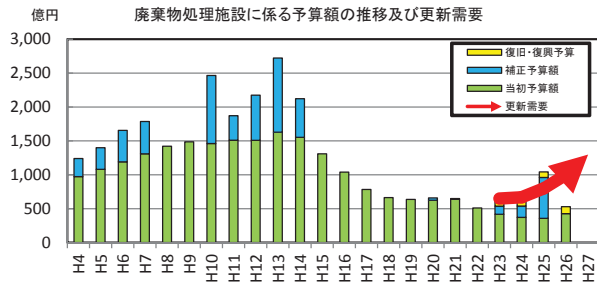
26

強靱な廃棄物処理施設整備

- 市町村等が行う地域の生活基盤を支えるための重要なインフラである廃棄物処理施設の整備を支援。
- 東日本大震災の教訓を踏まえるとともに、今後想定される大規模災害(首都直下型地震、南海トラフ巨大地震)に備え、地域の防災拠点となり得る廃棄物処理施設の整備を戦略的に支援。

●老朽化対策での予算の確保 (循環型社会形成推進交付金)

ダイオキシン対策により整備した施設の多くが老朽化(全国約1,200施設のうち築20年超:406施設、築30年超:103施設、築40年超:4施設)し、地域でのごみ処理能力の不足、事故リスク増大の恐れ。



老朽化した廃棄物処理施設の適切な更新を行うことにより、地域住民の安全・安心を確保。また、災害時においても施設の処理能力を確保するなど防災拠点として整備することにより、迅速な復旧・復興を可能とする。また、インフラ長寿命化の観点から、防災拠点の機能を長期的に維持していく。

●災害時の取組への支援の強化

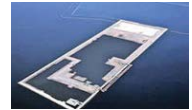
高効率エネルギー利用に加え、地域の防災拠点の整備機能を備えた施設に1/2交付対象を重点化

- (防災拠点として必要な機能)
- ・耐震・耐水・耐浪性
- ・薬剤等の備蓄倉庫
- ・始動用電源、燃料保管設備

- 避難所への電力供給・熱供給機能の確保
- 防災部隊の拠点としての活用 など

●膨大な災害廃棄物を処分するための既存処分場の拡張、整備について財政支援

大規模災害による膨大な量の災害廃棄物等を処分するために、埋立処分場の拡張や整備について、財政支援が必要。



●災害廃棄物を処理するため財政支援(仮設処理施設の整備など)

大規模災害による膨大な量の災害廃棄物等の処理を円滑に進めるために、既存の施設に加え、仮設処理施設の整備に向けた財政支援が必要。

(参考)
東日本大震災では災害廃棄物約2千万トン、津波堆積物約1千万トンの処理のため、仮設焼却炉を34基、破砕選別施設24箇所設置。
財政措置【H23～H25年度:11,792億円】



27

巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインと災害廃棄物対策指針

被害大

被害小

都道府県を超える広域的な対応が
不可欠となる巨大災害への備え

都道府県・市町村で対応できる
災害への備え

巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて(H26.3中間取りまとめ)

- ・大規模災害により発生する災害廃棄物が膨大であり、適正かつ円滑な処理のために、事前に具体性のある計画作成が重要。
- ・県内の既存施設だけでは処理が長期戦となるため、広域連携や仮設処理施設のための場所の確保等が重要。

災害廃棄物対策指針
(H26.3改定)

- ・災害時における廃棄物処理を適正かつ迅速に行うために必要となる基本的事項を整理
- ・被災した立場、支援する田立場の2つの視点で整理
- ・災害発生前、災害応急対応、災害復旧・復興の3つの時期に沿って整理

巨大災害発生時における災害廃棄物対策行動指針(H26年度策定予定)

災害廃棄物処理計画の作成

巨大災害発生時における災害廃棄物対策行動計画の作成(時期未定)

連携

- 環境省本省が作成
- 都道府県・市町村が作成
- 地域単位ごとに協議の場を設置して作成

28

本日の内容

1. 東日本大震災への対応（H23. 3～H25年度）
2. 中部地方における取組（H23～H25年度）
3. 環境省本省における取組（H25年度）
4. 中部地方における取組（H26年度～）
5. 環境省本省における取組（H26年度～）

29

年度	月	中部地方	環境省本省
H22年度	3月		東日本大震災
H23年度	10月	東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議設置【整備局】	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災への対応 ・財政支援、法整備、指針策定等 ・災害廃棄物対策指針の検討
	12月	中部圏地震防災基本戦略(中間とりまとめ)【整備局】	
	3月	大規模災害時の廃棄物処理に関する連絡会設置【環境事務所】	
H24年度	11月	中部圏地震防災基本戦略(最終とりまとめ)【整備局】	
	3月	災害廃棄物処理のための広域的連携体制の整備に係る取りまとめ【事務所】	
H25年度	10月		平成25年度巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会設置
	3月	大規模災害時の廃棄物処理に関する連絡会最終回【環境事務所】	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物対策指針 ・巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザイン(中間とりまとめ) ・東日本大震災災害廃棄物処理完了(福島県の一部を除く)
H26年度	9月		平成26年度巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会設置
	10月	大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会設置【環境事務所】	

30

大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会設置の背景

大規模災害時の廃棄物処理に関する連絡会

- ・H24.3～H26.3に4回開催
- ・長野、岐阜、静岡、愛知、三重の範囲の自治体、民間団体、国の機関等で構成

巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザイン(H26.3中間取りまとめ)

地域単位ごとに国(地方環境事務所及び関係国機関)、都道府県、主要市町村、地元民間事業者団体等で構成される協議の場を設置し、必要となる施設の整備や連携・協力体制の構築に向けた検討を行う。

富山、石川、福井の範囲の自治体、民間団体を追加

大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会

31

大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会の設置

【目的】

- ・災害時の廃棄物対策について情報共有
- ・大規模災害時の廃棄物対策に関する広域連携(県域を越えた連携)について検討

【構成員】

8県: 富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

8市: 富山市、金沢市、長野市、岐阜市、静岡市、浜松市、名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、四日市市

民間団体: 中部経済連合会、各県の産業廃棄物関係の団体

有識者: 名古屋大学災害対策室 教授

(独)国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター研究調整主幹

国の地方機関: 中部地方環境事務所(事務局)、中部地方整備局

【検討事項等】

- (1) 構成員の災害時の廃棄物対策に関する情報の共有
- (2) 中部ブロックにおける大規模災害時の廃棄物対策に関する広域連携についての検討
- (3) 中部ブロック以外の災害時の廃棄物対策に関する情報の共有
- (4) その他、本協議会での検討等が必要な事項

32

大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会の開催

【今年度の開催予定】

開催日	回	開催地	内容(予定)
10月31日	第1回	岐阜市	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国における災害廃棄物対策関連の主な動き ■ 民間事業者等へのヒアリング事項(案) ■ セミナー実施内容
12月17日	第2回	津市 又は 四日市市	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自治体向け調査に係る情報共有 ■ 民間事業者等へのヒアリングの調査結果(速報) ■ 調査から得られた災害廃棄物対策に関する課題等
2月18日	第3回	長野市 又は 松本市	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各自治体における災害廃棄物対策に係る特徴整理 (自治体向け調査による事例紹介)

33

セミナーの開催

11月に、長野市(11日)、名古屋市(20日)、金沢市(21日)の3箇所で、中部ブロック内の自治体職員を対象に、東日本大震災の災害廃棄物処理の実態及び教訓等について把握することを目的としたセミナーを開催する予定。

内 容	時間	講師案(説明者)
セミナー目的および環境省における災害廃棄物関連の取り組み	10分	中部地方環境事務所
東日本大震災の市町村の対応について	60分 質疑込み	岩手県釜石市
東日本大震災の県の対応について	60分 質疑込み	宮城県
大規模災害時における建設業の取り組みについて	40分 質疑込み	仙台建設業協会
仮置場・二次処理施設等の設置・管理について	40分 質疑込み	気仙沼処理区JV

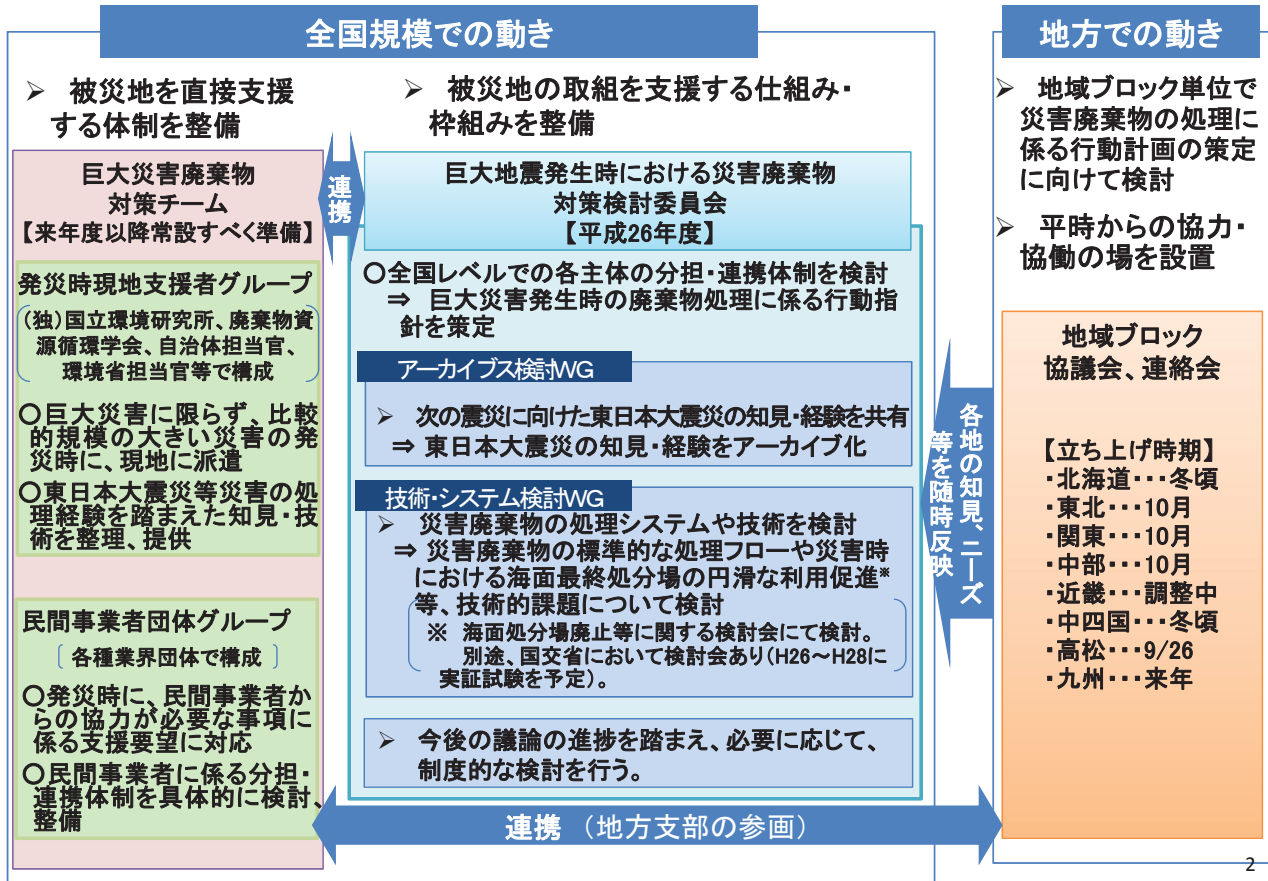
34

本日の内容

1. 東日本大震災への対応（H23. 3～H25年度）
2. 中部地方における取組（H23～H25年度）
3. 環境省本省における取組（H25年度）
4. 中部地方における取組（H26年度～）
5. 環境省本省における取組（H26年度～）

年度	月	中部地方	環境省本省
H22年度	3月		東日本大震災
H23年度	10月	東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議設置【整備局】	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災への対応 ・財政支援、法整備、指針策定等 ・災害廃棄物対策指針の検討
	12月	中部圏地震防災基本戦略(中間とりまとめ)【整備局】	
	3月	大規模災害時の廃棄物処理に関する連絡会設置【環境事務所】	
H24年度	11月	中部圏地震防災基本戦略(最終とりまとめ)【整備局】	
	3月	災害廃棄物処理のための広域的連携体制の整備に係る取りまとめ【事務所】	
H25年度	10月		平成25年度巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会設置
	3月	大規模災害時の廃棄物処理に関する連絡会最終回【環境事務所】	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物対策指針 ・巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザイン(中間とりまとめ) ・東日本大震災災害廃棄物処理完了(福島県の一部を除く)
H26年度	9月		平成26年度巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会設置
	10月	大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会設置【環境事務所】	

巨大災害発生時における災害廃棄物対策の検討体制及び主な検討事項



検討事項・成果物(案)

目的

- 巨大地震発生に備えて、地域ブロック毎に設置する地域ブロック単位での議論を踏まえ、廃棄物処理システムの強靱化に関する総合的な対策の検討を進める。
- 具体的には、平成25年度の検討の結果、中間的にとりまとめた「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて」の具体化に向けた検討を行う。

グランドデザインに示されている検討項目

- ① 全国単位での災害廃棄物処理体制構築に向けた検討
- ② 地域ブロック単位での災害廃棄物処理体制構築に向けた検討
- ③ 制度的な対応に関する検討
- ④ 人材育成・体制の強化に関する検討
- ⑤ 災害廃棄物処理システムや技術に関する検討

本年度の検討事項・成果物(案)

成果物(案)

- ① 巨大災害発生時における災害廃棄物対策行動指針
 - 環境省が当面実施すべき事項・内容
 - 地方ブロックにおける巨大災害発生時における災害廃棄物対策行動計画「策定」指針
 - ② 東日本大震災における災害廃棄物処理技術等に関するアーカイブ
 - ③ 巨大災害発生時における円滑な災害廃棄物処理に求められる制度的対応
- その他、グランドデザインの追補版として、災害廃棄物発生量推計の深化を行う(火災、し尿等)。

また、上記成果物の策定に向け、

成果物 ①に向け、

- 各種民間業界団体への協力要請及び巨大災害廃棄物対策チームを構築。併せて、同チームの発災時現地支援者グループの支援活動マニュアル(一次案)を策定。
- 技術・システム検討WGにて、災害廃棄物の標準的な処理方法等を検討。

成果物 ②、③に向け、

- 地方ブロック単位での協議の場を開催し、アーカイブ作成や特例措置の検討に関して意見交換。

WGでの検討事項

【技術・システム検討WG】

☆土砂混合物の選別技術・システムに関する検討

- ① 土砂混合物の選別技術(処理装置等)のリスト化
 - ② 標準処理フローの設定・グッドプラクティスの情報の分析
 - ③ 受入れ先の規格・品質に関する事例整理
 - ④ 処理対象物の性状や選別後の処理先を考慮した処理フローの計画手法の検討
- ☆震災後の処理の進捗に応じた要処理量を把握するための一連の手法
- ⑥ 火災による被害想定手法の確立
 - ⑦ 地域ブロックの特性把握
 - ⑧ 災害廃棄物発生量の算定や要処理量の試算、要運搬量の試算手法の検討

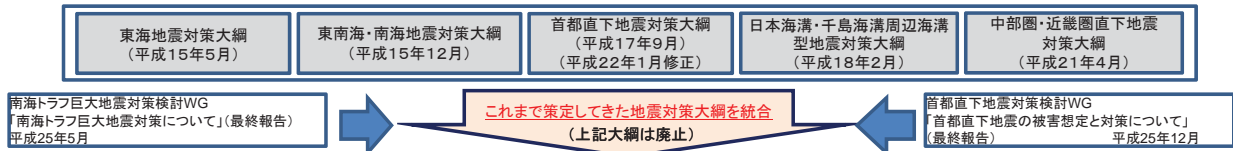
☆仮置場情報の整理

☆港湾エリアの活用に関する検討 等

【アーカイブス検討WG】

- ① 東日本大震災を対象としたアーカイブの作成(時系列取組表作成と重要事項の分析)
- ② 自治体や民間事業者等が求める情報の整理(東北事務所対応)
- ③ 業界団体の実績のアーカイブス化(廃棄物処理支援、災害協定等)
- ④ 今後の対策につながる関連情報の整理 等

大規模地震防災・減災対策大綱(平成26年3月28日中央防災会議決定)



大規模地震防災・減災対策大綱(中央防災会議決定)

今後発生するおそれのある大規模地震への防災・減災対策として、今後の課題として検討すべき施策、個別の具体的な施策を網羅的に取りまとめたもの

1. 事前防災 <ul style="list-style-type: none">(1) 建築物の耐震化等<ul style="list-style-type: none">1) 住宅その他建築物の耐震化の促進2) 耐震化を促進するための環境整備3) 公共施設等の耐震化4) エレベータ内の閉じ込め防止技術の導入促進5) 家具等の固定、ガラスの飛散防止6) 屋外転倒物・落下物の発生防止対策7) 専門家・事業者の育成(2) 津波対策<ul style="list-style-type: none">1) 津波に強い地域構造の構築<ul style="list-style-type: none">① 海岸堤防等の整備2) 津波対策を特に講ずべき施設の耐震化、配置見直し等③ 災害リスクに対応した土地利用計画の策定・推進2) 安全で確実な避難の確保② ハザードマップ等の整備促進③ 津波避難計画の策定促進④ 安全な避難空間の確保⑤ 情報伝達手段の多様化・多様化⑥ 適切な避難行動の周知徹底(3) 火災対策<ul style="list-style-type: none">1) 出火防止対策2) 初期消火対策3) 木造住宅密集市街地等における延焼被害軽減対策4) 避難体制の整備	<ul style="list-style-type: none">(4) 土砂災害・地盤災害対策(5) ライフライン及びインフラの確保対策<ul style="list-style-type: none">1) ライフラインの確保対策2) 情報インフラの確保対策3) 交通施設の安全・機能確保対策、広域連携のための交通基盤確保(6) 長周期地震動対策<ul style="list-style-type: none">・石油コンビナート施設の被害防止など(7) 液状化対策(8) リスクコミュニケーションの推進(9) 防災教育・防災訓練の充実(10) ボランティアとの連携	<ul style="list-style-type: none">(11) 総合的な防災力の向上<ul style="list-style-type: none">1) 地域防災力の向上2) 企業と地域との連携<ul style="list-style-type: none">① 顧客、従業員等の生命の安全確保② 減災技術開発、リスクファイナンス③ 地域社会との連携による被害軽減の実現(12) 地震防災に関する調査研究の推進と成果の防災対策への活用<ul style="list-style-type: none">・地震防災対策の推進に必要な情報の共有	3. 被災地内外における混乱の防止 <ul style="list-style-type: none">1) 基幹交通網の確保<ul style="list-style-type: none">・交通施設の耐震化を進めるとともに、代替性や異なる交通モード間のネットワークの向上を図る2) 民間企業等の事業継続性の確保<ul style="list-style-type: none">・事業継続計画に基づき対策を実施し、それを改善するための継続的な取組の推進3) 国、地方公共団体の業務継続性の確保<ul style="list-style-type: none">・災害時に優先的に実施すべき業務や、必要な人員・資機材の明確化
2. 災害発生時の効果的な災害応急対策への備え <ul style="list-style-type: none">(1) 災害対応体制の構築<ul style="list-style-type: none">・政府の現地対策本部の設置場所について、複数計画しておく(2) 原子力事業所への対応(3) 救助・救急対策<ul style="list-style-type: none">・救助・救急のための要員の確保・育成や必要機材の配備等の体制の充実(4) 医療対策<ul style="list-style-type: none">・EMISを用いた災害医療情報等の共有(5) 消火活動等<ul style="list-style-type: none">1) 消防力の充実・向上2) 避難体制の確立(6) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動<ul style="list-style-type: none">1) 交通規制対策、緊急輸送ネットワークの応急復旧等2) 緊急輸送・搬送体制の強化3) 広域防災拠点・配送拠点の機能の強化	<ul style="list-style-type: none">(7) 食料・水、生活必需品等の物資の調達(8) 燃料の供給対策(9) 避難者等への対応<ul style="list-style-type: none">1) 避難者及び応急住宅需要等への対応2) 広域的な避難体制の検討3) 避難行動要支援者に対する支援(10) 帰宅困難者等への対応<ul style="list-style-type: none">1) 一斉徒歩帰宅の抑制2) 滞留に伴う混乱の防止3) 円滑な帰宅のための支援(11) ライフライン及びインフラの復旧対策<ul style="list-style-type: none">・ネットワーク全体で円滑かつ効率的に復旧作業が行える枠組み等を検討(12) 保健衛生・防疫対策<ul style="list-style-type: none">・仮設トイレ等のトイレ対策の推進	<ul style="list-style-type: none">(13) 連体対策<ul style="list-style-type: none">・迅速かつ的確な連体見分等の体制整備(14) 災害廃棄物等の処理対策<ul style="list-style-type: none">・災害規模に応じた災害廃棄物処理実行計画の策定等(15) 防災情報対策<ul style="list-style-type: none">1) 発生時における防災情報共有化2) マスメディアとの連携等・警察と地域防犯ボランティアとの連携による警備体制の強化(16) 社会秩序の確保・安定<ul style="list-style-type: none">・警察と地域防犯ボランティアとの連携による警備体制の強化(17) 多様な空間の効果的利用の実現<ul style="list-style-type: none">・オープンスペースの利用のあり方と調整ルールの検討等(18) 広域連携・支援体制の確立<ul style="list-style-type: none">・国の各府庁、地方公共団体、関係機関の役割分担や相互連携内容の明確化等	4. 様々な地域的課題への対応 <ul style="list-style-type: none">1) 地下街、高層ビル、ターミナル駅等の安全の確保2) セロメートル地帯の安全確保3) 石油コンビナート地帯及び周辺の安全確保等4) 道路交通渋滞への対応<ul style="list-style-type: none">・冬期道路交通の確保・雪崩対策5) 孤立可能性の高い集落への対応6) 沿岸部における地場産業・物流への被害の防止及び軽減7) 積雪・寒冷地域特有の問題への対応<ul style="list-style-type: none">・冬期道路交通の確保・雪崩対策8) 文化財の防災対策9) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応<ul style="list-style-type: none">・オリンピック等で使用する施設等の耐震性等の確保・外国人の安全確保のためのサイン計画等の推進
5. 特に考慮すべき二次災害、複合災害、過酷な事象への対応 <ul style="list-style-type: none">・地震発生時に他の災害の複合的な発生を考慮し、対策を検討・巨大地震が発生した場合の「東西分断」の発生防止に向けた交通網の充実等	6. 本格復旧・復興 <ul style="list-style-type: none">(1) 復興に向けた総合的な検討(2) 被災者等の生活再建等の支援(3) 経済の復興	7. 対策の効果的推進 <ul style="list-style-type: none">・各事業が効果的、計画的に実施されるよう、対策の推進を図り、定期的なフォローアップを実施	

「国土強靱化基本計画」（平成26年6月3日閣議決定）

国土強靱化基本計画の概要

国土強靱化基本計画について

- 国土強靱化基本法第10条に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるもの（アンブレラ計画）
- 脆弱性評価結果を踏まえた、施策分野ごと及びプログラムごとの推進方針を定める

●国土強靱化の基本的考え方（第1章）

【理念】

- 国土強靱化の基本目標
 - ①人命の保護
 - ②国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
 - ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - ④迅速な復旧復興
- 災害時でも機能不全に陥らない経済社会システムを平時から確保し、国の経済成長の一翼を担う

【基本的な方針等】

- 依然として進展する東京一極集中からの脱却、「自律・分散・協調」型の国土の形成
- 施策の重点化、ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ
- 既存社会資本の有効活用等による費用の縮減
- PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用
- PDCAサイクルの繰り返しによるマネジメント等
- 【特に配慮すべき事項】
- オリンピック・パラリンピックに向けた対策等

●脆弱性評価（第2章） 略

●国土強靱化の推進方針（第3章） ～施策分野ごとの推進方針～

【行政機能／警察・消防等分野】

- ・政府全体の業務継続計画を踏まえた対策の推進等

【住宅・都市分野】

- ・密集市街地の火災対策、住宅・学校等の耐震化、建築物の長周期地震動対策等

【保健医療・福祉分野】

- ・資機材、人材を含む医療資源の適切な配分を通じた広域的な連携体制の構築等

【エネルギー分野】

- ・エネルギー供給設備の災害対応力、地域間の相互融通能力の強化等

【金融分野】

- ・金融システムのバックアップ機能の確保、金融機関横断的な合同訓練の実施等

【情報通信分野】

- ・情報通信システムの長期電力供給停止等に対する対策の早期実施等

【産業構造分野】

- ・企業連携型BCP/BCMの構築促進等

【交通・物流分野】

- ・交通・物流施設の耐災害性の向上等

【農林水産分野】

- ・農林水産に係る生産基盤等のハード対策や流通・加工段階のBCP/BCM構築等ソフト対策の実施等

【国土保全分野】

- ・防災施設の整備等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な対策等

【環境分野】

- ・災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を可能とする廃棄物処理システムの構築等

【土地利用（国土利用）分野】

- ・多重性・代替性を高めるための日本海側と太平洋側の連携等

【リスクコミュニケーション分野】

- ・国や自治体、国民や事業者等の自発的取組促進のための双方向コミュニケーション、教育、訓練等

【老朽化対策分野】

- ・長寿命化計画に基づく、メンテナンスサイクルの構築等

【研究開発分野】

- ・自然災害・老朽化対策に資する優れた技術の研究開発、普及、活用促進等

●計画の推進と不断の見直し（第4章）

- 今後、国土強靱化に係る国の他の計画について必要な見直しを行いながら計画を推進
- 概ね5年ごとに計画内容の見直し、それ以前においても必要に応じて所要の変更
- 起き得る最悪の事態を回避するプログラムの推進計画（※）を毎年度の国土強靱化アクションプランとして推進本部が策定。これにより施策やプログラムの進捗管理及び重要業績指標等による定量的評価を実施。
（※）プログラムごとの推進方針（略）に重要業績指標（KPI）を加えて作成
- 重点化するべき15プログラムを重点的に推進